

平成 30 年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額 62 万円)	=	均等割額 被保険者 1 人当たり 43,300 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 8.80%
--	---	---------------------------------	---	--------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額 33 万円

**【所得割額の軽減】**

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15 万円以下*	50%
20 万円以下*	25%

\* 都独自の軽減措置

**【均等割額の軽減】**

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減

総所得金額等の合計額	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、かつその他の所得がない	9 割
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (27 万 5 千円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33 万円 + (50 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

◆ 保険料の軽減

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

**【会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減】**

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は平成 30 年度から 5 割軽減、来年度以降は加入から 2 年を経過する月まで 5 割軽減となり、所得割額はかかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

高額療養費改正

※左右両ページの内容について問い合わせは、福祉保健課

70 歳以上の方の国民健康保険と後期高齢者医療の高額療養費制度改正

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額となった場合、年齢や所得に応じて、世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた分を、申請により還付される制度です。

この 8 月 1 日から 70 歳以上の方の自己負担限度額が、現役並み所得者（3 割負担）の方の自己負担額が所得に応じて 3 段階に分かれるなど、つぎの表のとおり改正されます。

負担区分		自己負担限度額	
		外来のみ	外来+入院（世帯単位）
現役並み	Ⅲ 課税所得 690 万円 【3 割負担】	252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1%	
	Ⅱ 課税所得 380 万円 【3 割負担】	167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1%	
	Ⅰ 課税所得 145 万円 【3 割負担】	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1%	
一般	課税所得 145 万円未満 【1 割・2 割負担】	18,000 円	57,600 円
非住 課民 税等	Ⅱ 住民税非課税 【1 割・2 割負担】	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税 【1 割・2 割負担】		15,000 円

- 2 割負担は、国民健康保険の方のみ ● 現役並み・一般の所得の方が、年 4 回以上、入院などで高額療養費に該当した場合の自己負担限度額は所得に応じて減額 ● 区分Ⅰ…住民税非課税世帯で世帯全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない方。区分Ⅱ…区分Ⅰ以外の方 ● 住民税非課税世帯の方の自己負担限度額は変更なし

☎ 8312777